

平成30年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A(平成31年1月24日差替)

No	種別	質問内容	回答
1	応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の2(3) 契約期間】 契約期間が「平成30年4月2日(予定)から」とあるのは、職員の雇用契約を、平成30年3月末で一旦解除し、4月2日から再契約する必要があるのか。	あくまでも国と受託者との間の契約期間が4/2からとなるものであり、受託者と職員との間の雇用契約については、あくまでも国と受託者との間の契約期間が4/2からとなるものではない。 ※3月末で契約を一旦解除し、改めて4月2日付け再契約することを求めるものではない。
2	応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の2(3) 契約期間】 専業実施期間が「平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする場合」とは、どのような場合か。	平成30年4月1日、平成31年3月30日、31日は週休日であることから、契約期間は原則として平成30年4月2日から平成31年3月29日までとなる。 ただし、現行受託者が引き続き落札する場合には、利用者サービスの観点から平成30年4月1日(日)平成31年3月31日(土)、31日(日)にも開庁する必要がある場合には、これらの日を含めた専業実施期間とすることが認められる。 なお、新規参入団体が落札する場合には、原則通り平成30年4月2日(月)となる。
3	応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の3(3) 競争参加資格】 全庁統一入札資格、役務の提供等の各ランクでは、Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満の案件でしか入札できないのか？ しか入札できないのか？	「競争参加者の資格に関する公示(別記5なお書き)において、「統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。」とされていることを踏まえ、仕様書別添「平成30年度地域若者サポートステーション専業実施地域一覧」における必要な統一参加資格(役務の提供)欄に定めるとおり、統一資格に幅を持たせた上で、これらに該当する統一資格を有している場合には競争に参加できることとしている。
4			欠番
5	応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の3(7)オ キャリアコンサルティングに関する資格は、国家資格でなければならぬか。 キャリアコンサルタント資格は、国家資格でなければならぬか。	本事業を所掌する厚生労働省キャリア形成支援課では、キャリアコンサルタント国家資格を所管している立場から、キャリアコンサルタント国家資格を有する者に限定するものである。
6	応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の3(7)オ キャリアコンサルタント資格】 現在キャリアコンサルタント国家資格証明書の申請中で提案書提出時では証明書の添付ができない際はどうか？	申請中である場合は、申請書の写しを添付すること。
7	応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の9(3)ア 予定価格の制限】 予定価格は、総額として考えていいか。	予定価格については総額で設定しているため、入札額についても総額により判断する。 ただし、入札書においては、以下の内訳を記載する欄を設けているため、必ず記載すること。 ・相談支援事業(基礎的支援メニュー) ・相談支援事業(実践的支援メニュー) ・若年無業者等集中訓練プログラム事業

8	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の9(3)ア 予定価格の制限】 「入札額」が「予定価格」を超過した場合、価格点はマイナスとなり、技術点から差し引かれることとなるのか。	入札額は、予定価格の制限の範囲内である必要があるため、入札額が予定価格を超過した場合は、当該提案は採用されない。
9	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の9(3)ア 予定価格の制限】 入札額が低入札価格調査基準額を下回る場合、何を調査するのか。	低入札価格調査基準額を下回る入札が行われた場合、提案者からヒアリング等による低入札価格調査を実施することとなるため、調査に協力すること。 なお、ヒアリングに当たっては、当該入札金額の積算内訳等の資料を提出することとなるため、入札に当たっては、適切に経費を見積もりを行うこと。
10	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の9(3)ア 予定価格の制限】 キャリア形成支援を行うスベース等について、地方公共団体より無償貸与や減免措置を受けている場合と受けていない場合では、受けていない場合の方が入札価格が高額となるが、こうした措置を有無は「予定価格」では考慮されているのか。	「予定価格」は、事業規模や常設サテライトの有無、若年無業者等集中訓練プログラム事業の有無、就職氷河期無業者総合サポートプログラムの有無に応じて設定されているものであり、施設の無償貸与や減免措置等による資料の差については、考慮していない。
11	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の9(3)ア 予定価格の制限】 予定価格は、昨年度の等級を参考に考えてもいいものか。	予定価格の額に関わることで、お答えできない。
12	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 第1の11】 入札説明書第1の11(9)提案書類の取扱について記載があるが、あくまで労働局に提出後のことであって、提出前に地方公共団体の推薦を受けるために提案書を当該市町に提出することは差し支えないか。	提案書提出前に、地方公共団体の推薦を受けるために必要な場合は、提案内容の案として、当該地方公共団体に提出することは差し支えない。 ただし、その場合であっても、「(案)」と付した上で、提案書全体を提出するのではなく、あくまでも推薦を受けるために必要最低限の範囲とすること。 なお、提案書提出後は、入札説明書に記載のとおり、支出負担行為担当官の許可なく公表文は使用してはならないが、落札者に限り、支出負担行為担当官の許可があったものとして、地方公共団体からの求めに応じて提案書を提出することは差し支えない。
13	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙1 入札書】 入札の際に、封筒に入れるのは入札書(別紙1)のみでよいか。「一般入札提案申請書(別紙2)」「競争参加資格確認関係書類(別紙3)」「委任状(別紙4)」「競争参加資格に関する誓約書(別紙5)」「暴力団等」に該当しない旨の誓約書(別紙6)」「関連会社一覧(別紙7)」は、別に提出すればよいか。	封筒に入れるのは入札書(別紙1)のみでよい。 ①封筒に入れ封印した入札書及び競争参加資格書類(入札説明書別紙3参照) ②提案書一式 をそれぞれ指定された提出先に提出されたい。
14	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙1 入札書】 入札書に各事業ごとの積算額とその合計額を記入するが、落札後に事業実施計画書を提出する際、落札金額に変更のない範囲で各事業ごとの内訳の変更があっても構わないか(即ち、入札書の各事業ごとの積算額と実施計画書の積算額の差異は認められるか)	事業実施計画書における事業ごとの経費については、既に入札書に記載しているものであることから、原則として、入札書に記載の金額によるべきものであるが、労働局の審査の過程で各事業間での金額の調整を行うことはあり得る。 ただし、その場合であっても、大幅な変更は認められないので、入札書の額を積算する際には、委託要綱の積算内訳明細を活用するなどにより、十分に精査すること。
15	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 サポステラ業務に付随する事業は含まないという点でよいか(サポステラセミナー事業やフォーラム事業等)	サポステラ事業に付随する事業については、提案書【7】(8)に記載することとし、競争参加資格関係書類の「類似事業」には含まないこと。競争参加資格関係書類の「類似事業」には、サポステラ事業以外の類似事業がある場合に記載すること。
16	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 財務諸表の千円以下は切り上げ、切り捨てのどちらとすべきか。	四捨五入とすること。

17	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 財務諸表の前年度繰越損益とは、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期首残高のことによいか。もしくは、前年度の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期変動額合計のことによいか。	株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の「当期首残高」でよい。
18	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 年度末未処分利益とは、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期変動額合計のことによいか。	株主資本等変動計算書の「繰越利益剰余金」の「当期末残高」でよい。
19	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 公益財団法人であり、営利を目的とした団体ではないため「前年度繰越損益」「年度末未処分利益」に該当するものがない場合、この2カ所について空欄でいいか。 また、「売上高」は「事業収入」「当期損益又は年度損益」は「当期一般正味財産増減額」と考え方でいいか。	該当又は類似する項目がない場合には空欄で差し支えない。 また、「売上高」は「事業収入」に、「当期損益又は年度損益」は「当期一般正味財産増減額」に適宜置き換えて記載すること。
20	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙3 競争参加資格確認関係書類】 「直近2年間の保険料の領収書(写)」とあるが、証明書では支障があるか。	領収書(写)がない場合は、証明書でも差し支えない。
21	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙7 関係会社一覧表】 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。とは、どういう会社か？	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条を参照されたい。
22	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙7 関係会社一覧表】 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条について、わかりやすく解説してもらいたい。 一般にいう20%～50%程度の株式出資に当たらず、2%程度の株式出資であり、事業や人事の掌握などがなければ、問題はないと考えているが、間違いないか。 また、応募する法人の理事や理事長及び社員が、他の法人や団体の代表(社長)等となっている場合でも、事業や人事に影響を与えなければならないか、という考え方でいいか。	一般的には、A社が、自己の有する議決権及び自己と出資、人事、資金、技術、取引等により緊密な関係があることによって自己の意思と同一の内容を議決権を行使すると認められる者及び自己と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の合計が、B社の議決権の20%に満たない場合は、A社とB社は互いに「関係会社」には当たらないものと思われるため、ご質問のケースであれば「関連企業」には当たらないものと考えられる。
23	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙7 関係会社一覧表】 参加事業者の代表が他の法人の理事長も兼務している際は兼務先の法人は「関係会社」に該当するか？	一般的には、入札参加事業者代表が他の法人の理事長を兼務しているだけでは「関係会社」には当たらないものと考えられるが、一定割合以上の議決権を有する場合には「関係会社」に該当するものと思われるため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条を参照の上、個々の状況により判断されたい。
24	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添1 委託事業実施計画書】 委託事業実施計画書には、別紙「平成30年度地域若者サポートステーション事業 実施計画」を添付することとなっているが、その様式は添付されていないのではいか。	委託事業実施計画書に添付する別紙「平成30年度地域若者サポートステーション事業 実施計画」については、落札者から提出された提案書(表紙を除く)について、技術審査委員会で議論等を踏まえて必要な修正を行った上で、当該資料を別紙「平成30年度地域若者サポートステーション事業 実施計画」として添付していただく予定である。
25	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添1 委託事業実施計画書】 委託事業実施計画書に添付する別紙2「平成30年度地域若者サポートステーション事業 積算内訳明細」の不要な行の削除、記号の変更を行っていいか。	本様式の積算内訳の項目は例として示しているものであるもので、適宜修正して差し支えない。

26	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1「平成30年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧」に示されている事業規模のランクを変更して入れ直すことは可能か。	事業規模(等級)は所与の条件であり、変更して提案することは認めない。
27	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1の平成30年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧に示されている「就職氷河期無業者総合サポートプログラム」や「若年無業者等若年中期訓練プログラム事業」の実施の有無を変更して入れ直すことは可能か。	「就職氷河期無業者総合サポートプログラム」及び「若年無業者等若年中期訓練プログラム事業」を実施することとされている(「○」が付されている)場合は、これらに係る提案がなされない場合は、仕様を満たした提案とは言えず、採用されないこととなるため、必ず提案すること。一方、これらを実施することとされていない(「○」が付されていない)場合は、平成30年度においては実施しないため、提案しないこと。
28	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1「平成30年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧」において常設サテライトに位置付けられている地域に相談支援窓口を設置し、相談支援窓口と常設サテライト窓口の併設は可能か。	仕様書第2の2において「地域の実情に応じて、相談支援窓口と常設サテライト窓口の対象地域を入れ替えることも可能」としているため、参加を希望する調達番号における対象地域が過不足なくカバーされることを前提に、相談支援窓口と常設サテライト窓口の対象地域を適宜変更して提案しても差し支えない。
29	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1「平成30年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧」における常設サテライトの対象地域について、例えば●●常設サテライトと記載がある分について、必ず●●市に設置しないといけないのか、対象地域内の他の市でも構わないのか。 ※●●は同一の地名	サポステ名称及び常設サテライトの名称については、地域を示すために便宜的に設定したものであり、必ずしも名称に使用されている地域名と同じ市に設置しなければならぬものではなく、あくまでも対象地域内に設置すれば足りる。
30	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第1の6(3)イ 地方公共団体の推薦】 地方公共団体の推薦を必須としないのであれば、推薦を受けることの意義はなにか。	一般競争入札に移行するにあたって、地方公共団体の推薦を必須とすることは、競争参加の阻害要因となることから、必須とはしないこととするもの。ただし、地方公共団体との連携確保の観点、地方公共団体における委託先選定の観点から、推薦を行うかどうかの判断は各地方公共団体に委ねられているため、まずは各地方公共団体に推薦の有無及び各地方公共団体による支援の有無等について各地方公共団体に問い合わせをしていただきたい。
31	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の1(2) 相談支援窓口の設置】 相談支援窓口の設置について、利用のしやすさや交通至便な施設を考慮した上で、自前事務所の一部スペースを窓口として設置する事は可能か。	提案者の自前事務所のスペースを活用して窓口を設置することは差し支えない。
32	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の1(3) 相談支援窓口の設置】 サポステ名称は漢字表記でなくてはならないのか。	公示に際しては、「○○地域」に設置するサポステーションであることを概念として示したものであり、実際の設置に際しては、利用者の利用しやすさ等を動案の上、平仮名表記とすることは差し支えない。
33	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の1(6) 相談支援窓口の設置】 PCは、スタッフ2人につき1台程度とあるが、非常勤職員も含めた実際のスタッフ数で考えるのか。	PCの設置に関しては、あくまでも目安として示しているものであり、適宜必要な台数を設置された。
34	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の1(7)、第2の2(7) 相談支援窓口の設置】 相談支援窓口及び常設サテライト窓口には、「IT(ビデオ通話等)を活用することにより、本人確認を行った上で、相対相談と同等の相談が可能な環境を整備することが望ましい」とあるが、具体的に、どのような環境を整備する必要があるのか。	例えば、サポステにおけるカメラ付きPCと利用者のカメラ付き携帯電話・スマートフォンによるSNSを活用したビデオ通話により、相互に表情を確認しながら、相談が可能な環境を想定している。機能・セキュリティ等の観点から、有料版を使用する場合は、当該費用については委託費の支出対象経費とする。

35	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の1(8) 相談支援窓口】 上位サポステ(本部)の相談所は場所の関係上、職員が座れる座席数が限られるため、仕様書で示されている想定数の職員が居座ることが出来ない。 (県の指示により決まっている相談場所なので、場所を変える事は不可能) 上位サポステ(本部)の人員を仕様書の想定より減らす代わりに、常設サテライトの人員を仕様書の想定より増やす事は可能か？	配置人数はあくまでも目安であるので、地域の実情に応じて適宜変更して差し支えない。
36	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の2 常設サテライト窓口】 地域の実情に応じて、サテライト設置自治体とも協議の上、週3程度5時間程度のサテライトを設置したとして実績が上がらなると判断された時、常設サテライトを常設ではなく出張相談という形に変更することは可能か。	常設サテライトを設置するとされている地域においては、常設サテライトの設置を前提とした提案を行い、まずは、目標達成に向けた努力を行っていただきたい。 その上で、実績が上がらない場合には、厚生労働省及び労働局(委託者)と協議の上、出張相談に切り替える等の代替案について検討することとしたい。
37	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の2(4) 常設サテライト窓口】 常設サテライトについては、少なくとも週3日程度かつ1日5時間程度の開所時間を確保するものとされているが、地域の実情に応じて、開所時間を変更していいか。	常設サテライト窓口は、仕様書に定める要件を満たせば足りるため、地域の実情に応じて、例えば、週5日、一日7時間程度の通常の相談支援窓口と同程度の開所時間を設定することは差し支えない。 特に、相談支援窓口から常設サテライト窓口に変更する場合は、行政サービスの低下につながらないよう現行の開所時間を考慮した開所時間を設定いただきたい。
38	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(1) 総括コーディネーター】 総括コーディネーターは、受託団体の他の事業を兼務してもよいのか。	仕様書に定める総括コーディネーターとしての役割を果たすことができるのであれば、必ずしも専任である必要はない。
39	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(1) 総括コーディネーター】 総括コーディネーター配置の条件について、受託団体の理事長、もしくはセンター長が、総括コーディネーターとなることは可能か。その際、人件費について ①受託団体ですべて、負担する。 ②受託団体と、サポステ事業で按分する。 ③サポステ事業すべて、負担する。 ということが考えられるが、どこまで委託費からの支弁が可能か。	受託団体の理事長が総括コーディネーター又はキャリアコンサルタント等のスタッフとして勤務することは可能。 ただし、理事長は事業主であるため、通常の労働者に認められる年次有給休暇や超過勤務といった概念はないものと考えられるので留意すること。 なお、人件費については、現に総括コーディネーターとして業務に従事した部分に係る人件費のみ委託費から支弁することができる。
40	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(1) 総括コーディネーター】 総括コーディネーターがキャリアコンサルタント資格を所有している場合、キャリア形成支援等の相談員として、業務を行っていいものか。	総括コーディネーターとなる者がキャリアコンサルタント資格を有している場合は、当然、キャリア形成支援等を行う者として相談業務を行うことは差し支えない。
41	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(1) 総括コーディネーター】 上記に関連して、団体理事(役員)が総括コーディネーターとなる場合はどうか。	通常、役員は労働者には該当しないが、通常の労働者と同じように賃金が支払われる場合には、労働者が認められる場合がある(いわゆる「使用人業務役員」)。この場合、労働基準法(年次有給休暇や深夜残業の割増賃金)、雇用保険への加入などが発生することとなるので留意すること。
42	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(2) 相談支援員・キャリアコンサルタント】 上記に関連して、団体理事長又は役員が総括コーディネーターとして勤務することは可能か。	団体理事長又は役員が総括コーディネーター以外に職に就くことは差し支えないが、本事業における業務責任者はあくまでも総括コーディネーターであるため、労働局や厚生労働省との連絡調整、業務上の指揮命令系統に支障のないよう留意すること。
43	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(2) 相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談支援員・キャリアコンサルタント及び情報管理員の配置数については、月●人日と稼記されているが、実際には何人配置すればいいものか。	例えば月140人日(Sの場合)とあるのは、当該業務に関して、月140日分の業務量が見込まれるというものであり、当該業務量をまかなえるのに必要な職員の数を計上された。 なお、職員は必ずしも常勤である必要はなく、例えば、月20日勤務の常勤職員と、月10日勤務の非常勤職員を組み合わせるなど、実態に即して配置されたい。

44	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(2) 相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談支援員・キャリアコンサルタントの配置数については、基礎的支援担当と実践的支援担当の内訳が示されているが、この内訳は変更してもいいのか。	配置数はあくまでも目安であるため、必ずしも内訳の変更を認めないものではないが、基礎的支援担当は一般会計と雇用勘定の折半により措置し、実践的支援担当は雇用勘定により措置することから、基礎的支援担当の配置数が増える場合、一般会計の予算額を超過する恐れがある。 このため、落札決定後、一般会計と雇用勘定の内訳の調整を行う可能性があるのをご留意いただきたい。
45	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(2) 相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談員・キャリアコンサルタントの配置数を、基準より多い又は少ない人数とすることは可能か。	配置数の基準はあくまでも目安であるため、地域の実情に応じて、基準よりも多い又は少ない人数としても差し支えない。 なお、言うまでもなく、一般的には配置数が多くなれば予定価格を超過する可能性も高くなるので注意が必要であること。
46	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3(2) 相談支援員・キャリアコンサルタント】 本体サポステと常設サテライトのスタッフの兼務は可能か。	可能である。
47	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2 その他】 サポステーションの受託実施責任者としての所長の就任は、必須でなくてもいいのか。	本事業における責任者は、「総コーディネーター」であり、必ずしも受託実施責任者としての所長の配置は求めていない。
48	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2 その他】 平成29年度事業においては、職場体験・就職支援コーディネーター及び定着・ステップアップ支援員が配置されていたが、平成30年度事業においては、これらのスタッフは配置されないのか。	職場体験・就職支援事業及び定着・ステップアップ事業は、相談支援事業に統合した上で、実践的支援メニューと位置づけているため、これらの業務は実践的支援担当の相談支援員・キャリアコンサルタントが実施すること。
49	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の3 その他】 現在、サポステを設置している市の自主事業として、サポステ利用者を含む自立支援プログラムを実施している。ただし、複数の支援機関(サポステ含む)と協力して自立支援プログラムを実施している。平成30年度にサポステ事業がある事を前提として、引き続き複数の関係機関による自立支援プログラムを実施する予定である場合、自主事業の利用者の大半がサポステ利用者である事を考慮し、連携強化や情報共有などを円滑化の観点から、市の職員をプログラムのコーディネーターとしてサポステ事務所に配置することは可能か。 また、そのような運営を行う上での留意点はあるか。	①市の職員がコーディネーターとしてサポステ事務所に配置される場合は、市の連携確保の観点から当該コーディネーターに係る事務スペースや机等の備品を使用させることは問題ないものと考えられる。 ②市から委託を受けた他の団体の職員がコーディネーターとしてサポステ事務所に配置される場合は、当該コーディネーターに係る事務スペースや机等の備品に係る費用は当該他の団体に負担させるべきものと考えられる。
50	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の2 サポステによる支援を希望する者の登録】 対象地域が定められているが、地域の実情から、隣の県より利用希望者が来所した場合、登録は可能か。	対象地域については、あくまでもサポステが主体となって活動する際の範囲を定めたものであり、対象地域外の対象者が支援を求めるといった場合には、その利用を拒むものではない。
51	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の2(1)オ サポステによる支援を希望する者の登録】 「仮登録から本登録までの期間」について、1週間から10日程度を目標とすること」とあるが、1週間未満では支障はあるか。	あくまでも目安であり、地域の実情に応じて対応されたい。
52	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の2(4) サポステによる支援を希望する者の登録】 「仮登録シートの「改善項目」と同様・類似の項目について、そのまま使用するなど、本人への配慮に欠ける方法により記入させるものではないこと。」とあるが、仮登録シートの「改善項目」とはどのような項目か。	仮登録シートの「改善項目」及び「利用希望者に配慮した文言への置き換えの例」については別紙を参照されたい。

53	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の3(2) 職業的自立支援プログラムに基づく支援の実施】 国事業と自治体事業のプログラムが重複している場合、どちらの事業でプログラムを実施するかは、サポステが判断して良いのか。 例えば、自治体事業の方が充実している為、国事業でのプログラム実施は行わず、全て自治体事業でのプログラム実施をすることは可能か。</p>	<p>地方公共団体においてプログラムの実施に関する事業が措置され、当該地方公共団体から委託を受ける場合は、当該委託契約の内容を踏まえつつ、原則として、当該地方公共団体の事業によるプログラムを優先して実施されたい。 ただし、プログラムの内容から判断して、地方公共団体との委託契約では認められない内容のものであったり、国の委託費から支弁して差し支えない。 なお、同一内容のプログラムを複数回実施するような場合には、1回目は国、2回目は地方公共団体、3回目は国のように、どちらの事業から支出するのかがについての根拠や判断が不明瞭な状態になることは避け、あくまでも地方公共団体との委託契約の内容やプログラムの内容に応じて、国の事業又は地方公共団体の事業のいずれの事業として実施するかを判断されたい。</p>
54	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の3(3) サポステ登録者情報等の管理】 上位サポステ(本部)と常設サテライトが分かれているサポステについては、SNACKS上はまとめて管理するのか、別々に管理するのか。</p>	<p>SNACKSについては、相談支援窓口、常設サテライト窓口それぞれ異なるIDを付与した上で、相談支援窓口においては、常設サテライト窓口を合算したサポステ全体としての実績も把握できるようにしている。</p>
55	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の3(5) 留意事項】 最終来所日から6か月を超えてから就職した者については、就職件数にカウントは出来ないこと。</p>	<p>最終相談支援日から6か月を超えてから就職した者については、原則として、就職件数にはカウントしないこと。 ただし、最終相談支援日から6か月経過している場合であっても、当該最終相談支援日が事業実施期間内(30年度事業)であり、かつ、必要な書類を添えて就職決定届が提出された場合は、就職件数にカウントできる場合があるので、中央センターに連絡されたい。</p>
56	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の(5) 留意事項】 法人の実施する事業にサポステ登録者が雇用保険適用者として就職した場合、就職者と実績カウントできませんでしょうか。</p>	<p>法人の自主事業等に就職する場合は、「期間の定めのない雇用」により就職する場合は、就職実績としてカウントするは差し支えない。 なお、「期間の定めのある雇用」として一時的に雇用することまでを妨げるものではないが、本事業の就職実績としてカウントすることは、就職件数の水増しとの疑念を招きかねないことから認めない。 また、「期間の定めのない雇用」か否かに関わらず、サポステ事業に従事させる(国の委託費から給与を支弁する)ことは認めない。</p>
57	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の4 職場体験プログラム】 地方公共団体が措置する「ジョブトレニング」と国が措置する「職場体験プログラム」の違いは何か。</p>	<p>職場体験プログラムにおける職場体験は、1週間以上3か月以下のものであり、1週間を超える職場体験が職場体験プログラムの対象となりうる。 一方、地方公共団体が措置するジョブトレニングは、比較的短期の職場体験を想定しているものである。</p>
58	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の4(2) 職場体験プログラム】 職場体験の目安人数が指定されているが、地域の実情を考慮して計画する職場体験の受け入れの人数を減らすことは可能か。</p>	<p>地域の実情に応じて受け入れ人数を減らすことは差し支えないが、全国のサポステ(常設サテライトを除く)で実施することの趣旨及び受け入れ人数が過少な場合には技術点にも影響することを理解した上で、提案されたい。</p>
59	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の4(3) 職場体験プログラム】 ジョブトレニングは短期間(概ね1週間以内)とあり、「職場体験プログラム」は週当たり20時間以上40時間以下とあるが、これまでのジョブトレニングの取り組みにおいては1日3～4時間を週3日程度×1ヶ月～3ヶ月が最も一般的(※)であるが、この場合、ジョブトレニングにも職場体験プログラムにも該当しないこととなるが、どのような考えをすべきか。 ※本人側の体力面やメンタル面、交通費等の負担及び事業所側の負担などからこれくらいの頻度が最も多い。</p>	<p>ジョブトレニングについては、必ずしも1週間以内である必要はなく、職場体験プログラム(1週間以上3か月以下)との区別の観点から「概ね1週間以内」としたものであるが、例えば1週間を超えるものでも、週20時間に満たないものについては、ジョブトレニングに位置づけることは可能であると考えられる。 お尋ねのケースについても、地方公共団体が措置するジョブトレニングが、1日3～4時間、週3日、1か月～3か月のものを対象とするのであれば、提案書においてジョブトレニングの取組として提案することとして差し支えない。 職場体験プログラムについては、第5週目以降に週当たり20時間を超えることを前提に「慣らし期間」を設けることも可能であるので、有効に活用されたい。</p>

60	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の4(5) 職場体験プログラム】当法人が行うジョブトレーニングでは、本人が怪我をした時の傷害保険と、事業所側に損害を与えた場合の保険に加入しているが、職場体験プログラムにおいても別途中央センターの保険手続を行う必要があるが、非常に手間がかかるため、現在加入している保険を適用しているか。	職場体験プログラムにおける賠償責任保険については、若者自立支援中央センターが東京海上日動との包括契約により行っており、可能な限り母集団は大きく、保険制度の安定性を確保する必要がある。このため、提案法人が独自に保険に加入することを妨げるものではないが、少なくとも、サポステ事業の職場体験プログラムについては、所定の傷害・賠償責任保険に加入させる必要がある。
61	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の4(6) 職場体験プログラム】職場体験プログラムは、「若年無業者等集中訓練プログラムと連結した一連のプログラムとして計画・実施することも可能」とされているが、集中訓練プログラムで行う職場体験について、受け入れ謝金を支払うことが可能かどうか。	集中訓練プログラムのプログラム期間中に実施する職場体験が、職場体験プログラムの要件を満たす場合には、職場体験プログラム実施専業主に対する職場体験プログラム協力謝金を支給することが可能という趣旨である。
62	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の5(1) 定着・ステッパーアッププログラム】新規団体の場合、定着・ステッパーアッププログラムの対象者は、平成30年度に就職した者のみが対象となるのか。	前任者から引き継いだサポステ卒業生(過年度に就職した者)についても、支援対象となる。
63	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の5(1) 定着・ステッパーアッププログラム】職場体験プログラムや若年無業者等集中訓練プログラムの対象者が就職した場合は、定着・ステッパーアッププログラムの対象として支援を行う理由はなにか。	これらのプログラムは、相談支援事業による支援に加えて、より就職実現可能性を高めるための取組であるが、平成28年度における若年無業者等集中訓練プログラム事業の利用者の就職状況は概ね5割程度にとどまっているため、これらのプログラムの就職実現可能性を高めるため、プログラム修了後の就職支援及び就職後の職場定着支援等のフォローアップを継続して実施していく必要があるもの。
64	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の5(2) 定着・ステッパーアッププログラム】定着・ステッパーアッププログラムで行うパソコンスキル上級者向けのものは、Excel・wordの上級編でもいいのか。	Word、Excelの上級編という認識で差し支えない。このほか、PowerPointやAccessなどが考えられる。
65	4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	【仕様書第4の3 若年無業者等集中訓練プログラム事業】対象人員の目安について記載されているが、たとえば事業規模「C」の場合 30人月とあるが、具体的な実施人数は何人となるのか。	「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する場合同」における30人月とは、 例1)2か月間のプログラムの場合は15人分(30人月÷2月=15人) 例2)6か月間のプログラムの場合は5人分(30人月÷6月=5人) という意味であり、プログラム期間のうち、合宿期間をどの程度設けるのかにより、実施可能な人数は大きく異なることに留意する必要がある。 なお、「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する場合」とは、1人1月あたりの事業費が10万円(基本事業費6万円+宿舎事業費4万円)であることを踏まえて設定しているものである。この点を考慮の上、提案書を作成されたい。
66	4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	【仕様書第4の3 若年無業者等集中訓練プログラム事業】対象人員については、最低でも括弧内に示す対象人員を見込むこととされているが、この場合の「対象人員」とは、「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する」必要があるのか。	最低限確保すべき対象人員については、「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する」必要はない。 合宿形式による訓練実施期間の長短に関わらず、あくまでもプログラム期間をベースに検討すること。 例えば、最低限の対象人員が15人月とされている場合は、1か月間のプログラム期間で実施するのであれば15人分の枠を、3か月間のプログラム期間で実施するのであれば5人分の枠を確保した提案を行う必要がある。
67	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(1) 体制費】当団体の規定では理事長職に対する報酬がないため、総括コーディネーターに、理事長(社会福祉士)がなる場合、サポステの経費から給与を支給することとしてよいか。	実際に総括コーディネーターが行うべき業務に従事している場合は、当該業務に従事していることが明らか部分については国の委託費から給与を支給することは差し支えない。ただし、理事長などの法人代表者は、事業主であって労働者ではないため、超過勤務や年次有給休暇に係る人件費は、国の委託費では措置しない。

68	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(1)ア 人件費】 総括コーディネーター、相談支援員、キャリアコンサルタント、情報管理員に係る人件費の基準となるような単価(月給、時給等)はあるか。	地域の実情や社会通念に照らして判断されたい。
69	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(1)ア 人件費】 退職手当積立金に関し、独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度への加入は認められるか。	認められるので、根拠資料として、掛け金の額が分かる資料等を整備されたい。
70	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(1)ア 人件費】 入札説明会に参加するための旅費や提案書を作成するための職員の人件費は事業費に計上していいか。	入札説明会に参加するための旅費や、提案書を作成するための人件費等の諸費用については、提案者の負担となるため、当該経費は計上しないこと。
71	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(1)ア 人件費】 常設サテライトにおいて、該当地域での展開をスムーズにするために、地域団体との協働を考慮し、職員の出向によって人員を賄うことを検討している。ただし、週3日開設の常設サテライトでは、常勤職員であれば、週3日出向先で、残り週2日出向先で就業することも想定される。それぞれの日数の契約に基づけば、合計では週30時間を超えるもの、各々では週30時間に満たず、社会保険料に関し出向職員が不利益を被る可能性がある。そのため、社会保険料等を含む広義の人件費を日数で按分し、出向先に負担金支出をする形で、人件費を計上することは可能か。	可能である。 ただし、出向先に対し負担金を拠出する根拠や金額、出向先が負担する人件費の範囲(日数、時間等)について、出向先(提案団体)と出向元(地域の団体)との間で、書面による出向契約を締結することにより、証拠書類を整えておくこと。
72	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(2)ア 旅費】 出張の日当(出張手当)については、原則2,800円までとあるが、原則とはどのような意味か。	提案団体における旅費規程等により日当の額が既に定められている場合であって、当該出張の必要性について合理的な説明ができる場合には、事前に労働局に協議の上、2,800円を超える日当を認めることがあり得るものと考えている。
73	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(2)ア 旅費】 業務上、スタッフの自家用車を使用する場合、借上げ契約を締結の上、月額使用料を支払うことは可能か。	個人所有の自家用車を借り上げる場合、各種書類が整備されている場合に限り、1kmあたり37円を上限として車両運行旅費を支出対象経費として認めているが、これは借り上げ車両に係る減価却算を含めたものである。 このため、スタッフの自家用車を借り上げた場合に、車両運行旅費とは別に借り上げ料を支払うことは認めない。
74	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(2)ア 旅費】 職場体験プログラム対象者への交通費を支給することは可能か。 認められない場合、例えば、地方公共団体が措置する事項の「職業ふれあい事業」の予算から支出することは可能か。	職場体験プログラム対象者に対する交通費については、支出対象経費とは認めないので留意すること。 地方公共団体が措置する事項の「職業ふれあい事業」又は「ジョブトレ」の予算からの支出が可能かどうかは、地方公共団体に確認されたい。 なお、地方公共団体が措置する事項の予算からの支出が可能である場合であっても、入札額の見積もりに際しては、当該費用は計上しないこと。
75	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2(2)カ 謝金】 提案者が実施する他の事業で職場体験プログラムを受け入れられる場合、謝金を支払うことは可能か。	提案者が実施する他の事業への職場体験に対して、国の委託費を支出することは、国の委託費の環流との疑惑を招きかねないことから認めない。

76	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)カ 謝金】 謝金に関して、次の事項は委託費の対象となるか。 ①職場体験プログラム実施事業所との連絡会議に出席した事業所への謝金(10千円の範囲内) ②職場体験プログラム実施事業所の開拓を依頼した法人・個人への謝金(10千円の範囲内)</p>	<p>①職場体験プログラム実施事業所との連絡会議に出席した事業所への謝金は支出対象経費とはならない。 ②職場体験プログラム実施事業所の開拓は、実践的基盤支援担当の相談支援員・キャリアコンサルタントの業務であり、当該業務を第三者に依頼することは認めない(雇用契約ではなく委嘱により相談支援員・キャリアコンサルタントの業務を行う者に対する謝金の支払いは除く。)</p>
77	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)カ 謝金】 プログラム実施経費について、地方公共団体が措置する部分以外のプログラムについては、国の專業費から支出できると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書第5の2(2)カ(ウ)のとおり、サポステ利用者のみに対して行うプログラム経費に係る謝金については、国の專業費から支出することができる。</p>
78	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)カ 謝金】 外部講師への謝金は、初込み1万円までとなっていますが、謝金1万円とは別に交通費として、旅費規程等の車賃の実費の支払い、または、公共交通機関の運賃(領収証添付)により、旅費を支払うことは可能か。 例)謝金1万円、車賃(@25円×50km=)1,250円 合計11,250円を講師へ支払う。</p>	<p>あくまでも謝金としての支払いが税込1万円までであり、別途、交通費を支払うことは差し支えない。その際、旅費規程、公共交通機関の運賃(領収書添付)など、支払い額の根拠書類を整備すること。</p>
79	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)カ 借料及び損料】 キャリア形成支援スペース等について、賃貸借の場合、敷金・礼金も專業費に計上する事は可能か。</p>	<p>委託費により支弁できるものは、事業の実施にあたって真に必要なもののみに限定されているため、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料については支出対象経費とはならない。</p>
80	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)カ 借料及び損料】 仕様書に定める「常設サテライト」ではないサテライトを設置する場合、毎月の会場の借料や固定電話代等の活動事務に関する費用は本所と同様に計上して問題ないか。またその場合、経費の区分は本所に準じて計上すればいいか。</p>	<p>仕様書において「常設サテライト窓口」を設置することとなっていない場合であっても、必要に応じてサテライトを設置する場合に、当該サテライトに係る費用を計上することは差し支えない。 また、経費の区分は、本所に準じて計上されたい。</p>
81	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)キ その他】 健康診断経費が対象になっているが職員のインフルエンザ予防接種は経費対象となるか</p>	<p>インフルエンザ予防接種は支出対象経費とはならない。</p>
82	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(3) 一般管理費】 NPO法人は、(イ)公益法人における計算方法とどこで考えるのか。(ウ)その他の法人における計算方法とどこで考えるのか。</p>	<p>NPO法人の場合は、(ウ)その他の法人における計算方法によること。</p>
83	5 專業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(3) 一般管理費】 法人による計算では10%以上になるなら10%で計算するようになるか。そのほか、一般管理費の例にあるような項目のうち活用するものがあれば、そのみを計上する形でいいのか。</p>	<p>法人による計算の結果、一般管理費率が10%を超える場合は、10%により計上すること。なお、一般管理費については、体制費と活動事務費を合計した額に、一般管理費率を乗じて得た額を上限に、本事業を実施する上で必要な経費であった本事業に要した経費としての抽出・特定が困難な間接経費を、委託費から支弁する認められるものである。一般管理費として計上する場合は、個々の経費について積算する必要がある。ただし、間接経費として認められる経費であっても、本事業に要した経費として抽出・特定が可能な場合は、必要な経費のみを見積もって入札額に計上することとしても差し支えない。</p>

84	5 事業費関係(仕様書第5関係)	【仕様書第5の2 集中訓練プログラム事業】 集中訓練プログラムの経費はどのように見積もればいいのか。	入札額の見積もりに際しては、「事業費算定基準」によること。 例1)3か月間合宿のプログラムを定員5名で実施する場合 → 10万円(基本事業費6万円+合宿事業費4万円)×3月×5名 例2)1か月間合宿+3か月間の通所プログラムを定員5名で実施する場合 → 10万円(基本事業費6万円+合宿事業費4万円)×1月×5名 +基本事業費6万円×3月×5名
85	6 その他(仕様書第6関係)	【仕様書第6の1(1) 報告の種類】 各種報告については、報告様式等が別途示されるという理解でいいか。	貴見のとおり、様式等については、追ってお示しする予定である。
86	6 その他(仕様書第6関係)	【仕様書第6の3(1) 事業全体の目標】 サポステの満足度調査についての目標設定があるが、過年度分の実績を教えてもらいたい。	平成28年度における満足度調査報告書を掲載するので、参照されたい。
87	6 その他(仕様書第6関係)	【仕様書第6の3(2) 個々のサポステにおける目標】 常設サテライトについても、それぞれ新規登録者数や就職者数等の目標が設定されているが、上位サポステと常設サテライトそれぞれに目標数値を達成する事が必須なのか、または常設を含む上位サポステ(全体)として合算した目標達成でいいか。	目標については、通常の相談支援窓口及び常設サテライト窓口を合算して判断することとする。 なお、SNACKSについては、相談支援窓口、常設サテライト窓口それぞれ異なるIDを付与する予定であるが、加えて、相談支援窓口においては、常設サテライト窓口を合算したサポステ全体としての実績も把握できるようにする予定である。
88	6 その他(仕様書第6関係)	【仕様書第6の3(2) 個々のサポステにおける目標】 事業実績が低調な場合、債務不履行として委託費の減額等の措置が規定されているが、適用に際してはどのような手続きになるのか。	実際の適用に際しては、改善計画書を提出させた上で、それでもなお、改善が見られない場合に適用するなど、一定の手順を踏むを予定であること。
89	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	【提案書作成要領 1(1) 提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 正本・副本ともに社印を押した原本が必要か。写し3部はコピーでよいか。	原本の写しで可。
90	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	【提案書作成要領 1(1)提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 提案書の電子媒体(CD-R、DVD-R等)での提出期限はいつか。	紙媒体と同様に、平成30年2月26日(月)17時までに提出されたい。
91	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	【提案書作成要領 1(1)ウ 添付書類】 定款や現在事項全部証明書はすべて原本が必要か それとも写しで良いか。	原本の写しで可。
92	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	【提案書作成要領 1(1)ウ 添付書類】 残高証明書はいつの時点のものを添付すればいいか。	現在事項全部証明書は3ヶ月以内発行のもの、残高証明書は1ヶ月以内発行のものを提出すること。

93	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	【提案書作成要領 1(1)ウ 添付書類】 口座が複数ある場合は、すべての講座の講座の残高証明が必要になるのか。	残高証明については、預貯金の額の主たる部分が分かる口座に係る残高証明を提出すれば足りる。 また、現在事項全部証明書、残高証明書は、いずれか一方の提出で差し支えない。
94	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	【提案書作成要領 1(1)ウ 添付書類】 就業規則で別途定める規程は、賞金規程・賞与規程・賞罰委員会議程などが必要か。	就業規則で別途定めることとしている規程については全て添付すること。
95	8 提案書関係(提案書様式関係)	【基本事項】 ページ数の制限や文字のポイント等の指定はあるのか。また、指定のない場合は、行を増やしたり、枠を増やしたり広げたりするなどして追記することは可能か。 また、図を貼り付けることは可能か。	ページ数や文字ポイント等の制限はないが、文字ポイントは、見やすさの観点から10.5～12ポイントとするのが望ましい。 また、行や枠の追加、高さの調整、図表の挿入は適宜行って差し支えないが、効率的な審査の観点から、記載内容は簡潔に記載した上で、参考資料を添付するなど、提案書の内容が冗長にならないように留意されたい。
96	8 提案書関係(提案書様式関係)	【基本事項】 提案書内の不要な行やデータ(例:集中訓練事業のエクセルデータ)など記入しないものは削除していいか。	「集中訓練プログラム事業」を実施しない地域においては、当該シートは削除して差し支えない。 その他の項目については、当該項目に係る提案の有無が判別可能な範囲で、空白行を削除することは差し支えない。 (入力欄が複数あるものについて、空白行を削除するのは可。入力欄が1つものについて、当該入力欄を削除するのは不可。)
97	8 提案書関係(提案書様式関係)	【1】事業の実施方針 (4)事業目標に関し、集中訓練プログラム事業を実施しない場合は、「就職率(全体)」及び「うち職場体験プログラム参加者の就職率」を記載すればいいか。	意見のとおり、集中訓練プログラムを実施しない場合は、「うち集中訓練プログラム参加者の就職率(全体)」は記載不要である。 「就職率(全体)」については、職場体験プログラムを利用していない者も含めて算出するものとし、就職率(全体)に当たっては、仕様書第6の3(1)ア(ア)のとおり、「事業実施期間における新規登録者数に占める就職者数の割合」により算出すること。
98	8 提案書関係(提案書様式関係)	【2】相談支援窓口等の設置、 「費用負担の有無」とは、受託団体の場所代の負担という趣旨でいいか。	相談支援窓口を設置するための施設の借料について、受託団体の負担が発生するか否かにより記載すること。 ①地方公共団体関係の施設について、無償で貸与を受ける場合など、国の委託費により支出する予定がない場合は「無償」 ②地方公共団体関係の施設について、低廉な価格で貸与を受ける場合や、地方公共団体が利用料の一部を負担する場合など、国の委託費により支出する額が、通常料金に比して廉価の場合には「有償(低廉)」とすること。
99	8 提案書関係(提案書様式関係)	【2】相談支援窓口等の設置 週一回、県内の別の場所へ出張相談を行う場合や、要件に満たない簡易な窓口を設定する場合、 「費用負担の有無」とは、受託団体の場所代の負担という趣旨でいいか。	ご指摘のとおり、提案書様式【2】(3)「その他の簡易な窓口(定期的な出張相談含む)」の有無」欄に記載すること。
100	8 提案書関係(提案書様式関係)	【2】相談支援窓口等の設置 常設サテライト窓口の設置について「地域の实情に応じ、要件に満たない簡易な窓口を設置することも可能であること」とあるが、開所時間、相談支援員・キャリアコンサルタントの配置基準を下回るもので実施する際には、提案書にその内容を記載することで事足りるか。	要件に満たない簡易な窓口の設置について提案する場合は、提案書様式【2】(3)「その他の簡易な窓口(定期的な出張相談含む)」の有無」欄及び【2】ア「スタッフ数」欄に記載すること。 なお、要件に満たない簡易な窓口の設置について提案する際には、相談支援窓口の一部であり、簡易な窓口を含めた配置基準(目安)であることに留意すること。

101	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【3】相談支援事業 (3)地域の実情に応じて実施する事項 地方公共団体が措置する事項との連携状況およびこれによるサボスタのパフォーマンス向上の効果の項目の中で、臨床心理士等による心理カウンセリングなどこれまでの支援の中で実施しないことを取捨選択した結果、実施予定がない事業もあるが、この場合、評価が下がるのか。 あるいは、実施しない理由が明記されていれば評価の対象になるのか。</p>	<p>地方公共団体の措置する事項については、地方公共団体の予算措置状況によっては、必ずしも実施されるには限らないため、地方公共団体において実施する予定がないからと いうだけで評価が下がるものではない。 また、地方公共団体において措置されているにもかかわらず、これまでの支援の経過の中で実施しないことと判断したのであれば、その理由を記載されたい。</p>
102	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【3】相談支援事業 (5)ハローワークとの連携 提案書の作成に当たり、当該地域のハローワークと相談しながら作成する事は可能か。</p>	<p>ハローワークは、都道府県労働局の最先機関であり、委託者の監督下にあるため、提案書の作成に当たってハローワークと相談することは不可である。 あくまでも、提案者としての考えを記載すること。</p>